

空き家等対策推進のための財政支援強化を求める意見書

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、市町が特定空家等と認められた空家等の所有者等に対する、除去等の助言・指導、勧告、命令に加えて、行政代執行による強制執行が可能とされています。

しかしながら、所有者等が不明・不存在の特定空家等に、市町が略式代執行や財産管理制度等により、処分を進めるには、解体工事等に要する費用の回収が困難であり、財政的負担が大きいため、除却等が進んでいないのが現状です。

また、管理に要する費用負担が困難なために、放置される所有者等の存在する空家等への対策も課題となっています。

放置された空家等の中には、倒壊の恐れのある老朽家屋及び植栽の繁茂等により近隣に悪影響を及ぼしている空家等や、強風や台風等により、劣化した老朽家屋の工作物等が飛散する危険性のある空家等が、数多くあります。

よって、国におかれては、財政支援措置の強化による空家等の対策を総合的に推進するため、下記事項に取り組みされることを強く要望します。

記

- 1 所有者等が不明・不存在となっている特定空家等への略式代執行や財産管理制度等の活用に必要な費用について、全額、国費負担とすること。
- 2 近隣に悪影響を及ぼす空家等の解体及び適正な管理費用等について、補助制度拡充等の財政支援を強化すること。
- 3 危険状態の空家等に対する、必要最低限の緊急安全措置について、財源を含めて法整備等すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月 日

静岡県伊豆市議会

提出先

衆議院議長 殿	総務大臣 殿
参議院議長 殿	財務大臣 殿
内閣総理大臣 殿	国土交通大臣 殿